

専 決 処 分 書

平成29年度川口市一般会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成30年1月22日

川口市長 奥ノ木 信夫

平成29年度川口市一般会計補正予算（第5号）

平成29年度川口市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

# 第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
10 教育費	8 体育費	体育施設整備費	26,039
		東スポーツセンター設備改修事業	50,000

千円